

# 資 料 編

## 職 員 名 簿

令和3年7月21日現在

職 名	氏 名	採用年月日	備 考
館 長	延 命 敏 勝	R 2. 4. 1	
副 館 長	柴 田 安 秀	H 3. 4. 1	
管理指導サブリーダー	新 井 一 夫	H 3. 4. 1	
管理指導サブリーダー	峰 岸 留 美	H1 2. 4. 1	
主任スポーツ指導員	清 水 和 也	H1 5. 4. 1	
主任スポーツ指導員	小 池 純 也	H2 2. 9. 1	
看 護 師	井 川 洋 子	H2 3. 4. 1	
スポーツ指導員	奈 良 佳 子	H1 1. 4. 1	
スポーツ指導員	山 口 愛 美	H2 2. 4. 1	
スポーツ指導員	根 岸 徹 弥	R 2. 4. 1	
スポーツ指導員	青 木 希 実	R 2. 4. 1	
主事兼スポーツ指導員	篠 原 恵 里 子	H2 1. 4. 1	
スポーツ指導員	藺 田 遼 也	R 2. 4. 1	
主 事 (受付)	金 谷 洋 子	H1 0. 2. 1	
スポーツ指導員	中 島 庸 恵	R 1. 8. 1	

○群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例（平成三年三月十四日条例第十四号）

○群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例

平成三年三月十四日条例第十四号

改正

平成 八年 三月二七日条例第一七号

平成 九年 三月二六日条例第六号

平成一二年 三月二三日条例第七号

平成一六年一月二二日条例第六八号

平成一七年 六月一七日条例第五五号

平成二六年 三月二八日条例第一七号

平成三〇年 三月二七日条例第三〇号

群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 障害者及び高齢者のスポーツ及びレクリエーション活動の振興並びに社会参加の促進を図るため、群馬県立ふれあいスポーツプラザ（以下「スポーツプラザ」という。）を伊勢崎市に設置する。

（業務）

第三条 スポーツプラザは、次に掲げる業務を行う。

- 一 障害者及び高齢者のスポーツ、レクリエーション活動等のための施設の提供に関する業務
- 二 障害者及び高齢者のスポーツ、レクリエーション活動等の指導及び普及に関する業務
- 三 障害者及び高齢者の健康等に関する相談、研修及び健康増進に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、スポーツプラザの設置の目的を達成するために必要な業務  
（指定管理者による管理）

第四条 知事は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にスポーツプラザの管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う管理の業務）

第五条 指定管理者は、次に掲げるスポーツプラザの利用に供する業務その他の管理の業務を行うものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務
- 二 スポーツプラザの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用の承認等に関する業務
- 三 施設等の使用の承認の取消し等に関する業務
- 四 スポーツプラザの休館日の変更等に関する業務
- 五 スポーツプラザの開館時間の変更に関する業務
- 六 施設等の維持管理に関する業務
- 七 前各号に掲げるもののほか、スポーツプラザの管理に関する事務のうち、知事が別に定める業務  
（休館日）

第六条 スポーツプラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日）
- 二 毎月第二火曜日及び第四火曜日（その日が休日に当たる場合を除く。）
- 三 休日の翌日（その日が日曜日又は休日に当たる場合を除く。）

四 十二月二十八日から翌年一月四日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、同項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第七条 スポーツプラザの開館時間は、午前九時から午後八時までとする。ただし、プールの開館時間は、午前十時から午後七時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、同項に規定する開館時間を変更することができる。

(使用することができる者)

第八条 スポーツプラザを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- 二 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- 四 六十五歳以上の者
- 五 前各号に掲げる者のほか、指定管理者が知事の承認を得て特に認めた者

- 2 前項に規定する者（以下「障害者等」という。）以外の者は、障害者等の使用を妨げない範囲内において、スポーツプラザを使用することができる。

(使用の承認)

第九条 施設等を使用しようとする者は、指定管理者の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき又は施設等の管理上必要があると認めるときは、使用を承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設等又は展示品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 専ら営利を目的とするものであると認められるとき。

- 3 指定管理者は、第一項の承認を与える場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第十条 前条第一項の規定による承認を得た者（以下「使用者」という。）は、施設等を承認を得た目的以外の目的に使用し、又は他人に使用させてはならない。

(使用承認の取消し等)

第十一条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はスポーツプラザの管理上特に必要があると認めるときは、施設等の使用を制限し、若しくは停止させ、又はその承認を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正な手段により使用の承認を得たとき。
- 二 第九条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 四 第九条第三項の条件に違反したとき。

(原状回復義務)

第十二条 使用者は、その使用を終了したとき（前条の規定による使用の制限若しくは停止又は承認の取消しがあったときを含む。）は、直ちに施設等を原状に回復してこれを返還しなければならない。

(知事による管理)

第十三条 知事は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、期間を定めて第五条各号に掲げる管理の業務（以下「管理の業務」という。）の全部若しくは一部の停止を命じ、又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難であると認めるときは、当該管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(使用料)

第十四条 スポーツプラザの使用料は、使用者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、無料とする。

一 第八条第一項第一号から第三号まで及び第五号に規定する者

二 前号に規定する者の介護に当たる者

2 使用者が前項各号に規定する者以外の者であるときは、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

3 使用料は、知事が必要と認めた場合のほか第九条第一項の承認を受ける際に納入するものとする。

4 納付した使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第十五条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、スポーツプラザの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成三年七月規則第四十八号で、同三年七月二十一日から施行)

附 則 (平成八年三月二十七日条例第十七号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二十六日条例第六号抄)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に使用の承認等を得ている者に係る当該使用料の額については、別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

附 則 (平成十二年三月二十三日条例第七号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。(後略)

(使用料に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に使用の承認等を得ている者に係る当該使用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成十六年十二月二十四日条例第六十八号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 (前略) 第三条の規定 (中略) 平成十七年一月一日

二・三 (略)

附 則 (平成十七年六月十七日条例第五十五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例(これに基づく規則その他の規程を含む。以下この項において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの条例の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの条例の相当の規定によってしたものとみなす。

3 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例(これに基づく規則その他の規程を含む。)の規定により使用又は利用の承認等を受けている者に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十六年三月二十八日条例第十七号抄)

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に使用若しくは利用の承認若しくは許可を受けている者、又は届出を行った者の当該承認、許可又は届出に係る使用料又は利用料金（群馬県放牧場条例第六条第一項の表及び同条第二項の表、群馬県民会館の設置及び管理に関する条例別表、群馬県立青少年自然の家等の設置及び管理に関する条例別表、群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例別表第一及び別表第二、群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例別表第二、群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例別表、群馬県憩の森の設置及び管理に関する条例別表第二、群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例別表、群馬会館の設置及び管理に関する条例別表、群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例別表、群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例別表、群馬県馬事公苑（えん）の設置及び管理に関する条例別表、群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例別表第一、群馬へりポートの設置及び管理に関する条例別表、群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例別表、ぐんまフラワーパークの設置及び管理に関する条例別表第一、群馬県立自然史博物館の設置及び管理に関する条例別表第一及び別表第三、群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例別表第一及び別表第二、群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例別表、群馬県社会福祉総合センターの設置及び管理に関する条例別表、群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例別表第一及び別表第二、群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例別表第二、群馬県自動車駐車場条例別表、昭和庁舎の設置及び管理に関する条例別表、群馬県ゴルフ場管理条例別表（年間パスポート料の項を除く。）、群馬県立ぐんま昆虫の森の設置及び管理に関する条例別表第一並びにぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例別表に規定する使用料又は利用料金をいう。）の額については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年三月二十七日条例第三十号）

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前に承認を受ける者に係る使用料)

2 この条例の施行の日前に同日以後の群馬県立ふれあいスポーツプラザの使用に係る群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例第九条第一項の承認を受ける者は、改正後の第十四条及び別表の規定の例により、使用料を納付しなければならない。

別表（第十四条関係）

一 個人使用料

イ プールを使用する場合

区分	使用料（一人1回につき）
十八歳以上六十五歳未満の者	四一〇円
四歳以上十八歳未満の者及び六十五歳以上の者	二〇〇円

ロ プール及びソフトボール場以外の体育施設を使用する場合

区分	午前	午後	夜間	一日
十八歳以上六十五歳未満の者	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	九〇〇円
四歳以上十八歳未満の者及び六十五歳以上の者	一五〇円	一五〇円	一五〇円	四五〇円

二 占用使用料

区分			使用料			
			午前	午後	夜間	一日
体育室	全面	四歳以上六十五歳未満の者	四、七二〇円	八、一五〇円	三、八五〇円	一六、七二〇円
		六十五歳以上の者	二、三五〇円	四、〇七〇円	一、九二〇円	八、三四〇円

	半面	四歳以上六十五歳未満の者	二、三五〇円	四、〇七〇円	一、九二〇円	八、三四〇円
		六十五歳以上の者	一、一七〇円	二、〇三〇円	九五〇円	四、一五〇円
	四分の一 面	四歳以上六十五歳未満の者	一、一七〇円	二、〇三〇円	九五〇円	四、一五〇円
		六十五歳以上の者	五八〇円	一、〇一〇円	四七〇円	二、〇七〇円
卓球室	一室	四歳以上六十五歳未満の者	九五〇円	一、六〇〇円	七五〇円	三、三〇〇円
		六十五歳以上の者	四七〇円	八〇〇円	三七〇円	一、六五〇円
テニスコート	一面	四歳以上六十五歳未満の者	一、二八〇円	二、一三〇円	一、〇六〇円	四、四七〇円
		六十五歳以上の者	六四〇円	一、〇六〇円	五三〇円	二、二三〇円
ソフトボール 場	一面	四歳以上六十五歳未満の者	一、二八〇円	二、一三〇円	一、〇六〇円	四、四七〇円
		六十五歳以上の者	六四〇円	一、〇六〇円	五三〇円	二、二三〇円
アーチェリ 一場	全面	四歳以上六十五歳未満の者	一、二八〇円	二、一三〇円	一、〇六〇円	四、四七〇円
		六十五歳以上の者	六四〇円	一、〇六〇円	五三〇円	二、二三〇円
運動場	全面	四歳以上六十五歳未満の者	三、八五〇円	六、四三〇円	三、二一〇円	一三、四九〇円
		六十五歳以上の者	一、九二〇円	三、二一〇円	一、六〇〇円	六、七四〇円
第一会議室 又は第二会 議室	一室	四歳以上六十五歳未満の者	九五〇円	一、六〇〇円	七五〇円	三、三〇〇円
		六十五歳以上の者	四七〇円	八〇〇円	三七〇円	一、六五〇円
第一和室又 は第二和室	一室	四歳以上六十五歳未満の者	九五〇円	一、六〇〇円	七五〇円	三、三〇〇円
		六十五歳以上の者	四七〇円	八〇〇円	三七〇円	一、六五〇円

注 午前とは九時から十二時までを、午後とは十二時三十分から十七時までを、夜間とは十七時三十分から二十時までを、一日とは九時から二十時までをいう。

○群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則

平成三年七月十八日規則第四十九号

改正

平成 六年 三月三十一日規則第三九号  
平成 八年 三月二十九日規則第三〇号  
平成一一年 三月三十一日規則第三九号  
平成一二年十一月一〇日規則第一二六号  
平成一二年十二月一日規則第一三七号  
平成一六年十二月二八日規則第八四号  
平成一七年 八月 九日規則第一〇七号  
平成二三年一〇月二八日規則第五六号  
平成二七年 二月二七日規則第六号  
平成三〇年 三月二七日規則第二一号

群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例（平成三年群馬県条例第十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用証の交付)

第二条 条例第八条第一項に規定する者（以下「障害者等」という。）には、申請により群馬県立ふれあいスポーツプラザ利用証（別記様式第一号。以下「利用証」という。）を交付する。

(個人使用の承認)

第三条 群馬県立ふれあいスポーツプラザ（以下「スポーツプラザ」という。）を個人で使用しようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により使用の承認を得るものとする。

- 一 条例第八条第一項第一号から第三号まで及び第五号に規定する者 利用証の提示
- 二 六十五歳以上の者（前号に掲げる者を除く。） 利用証の提示及び群馬県立ふれあいスポーツプラザ利用券（別記様式第二号。以下「利用券」という。）の購入
- 三 前二号に掲げる者以外の者 利用券の購入

(占有使用の申込み)

第四条 スポーツプラザを占有使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、群馬県立ふれあいスポーツプラザ使用承認申請書（別記様式第三号）正副二通を条例第四条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる日から受け付けるものとする。

- 一 障害者等が使用する場合又は第六条第一項第一号若しくは第二号に該当する場合  
使用しようとする日の三月前の日の属する月の初日
- 二 前号以外の場合 使用しようとする日の一月前の日の属する月の初日

3 スポーツプラザの占有使用の承認は、第一項の規定により提出された申請書の副本に承認印（別記様式第四号）を押し、これを申請者に交付することにより行うものとする。

(使用の変更又は取消し)

第五条 条例第九条第一項の承認を得た者（以下「使用者」という。）は、承認を得た事項を変更し、又は使用の取消しをしようとするときは、群馬県立ふれあいスポーツプラザ使用変更・取消し承認申請書（別記様式第五号）正副二通に前条第三項の規定により交付された申請書の副本を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の使用の変更又は取消しの承認は、同項の規定により提出された群馬県立ふれあいスポーツプラザ使用変更・取消し承認申請書の副本に承認印を押し、これを使用者に交付することにより行うものとする。

(使用料の減免)

第六条 条例第十五条の規定により、使用料の全部又は一部を免除する場合は、次の各号に掲げるときとし、その場合における免除の額は、当該各号に掲げる額とする。

- 一 県、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団又は障害者の福祉を目的とする団体が社会福祉に関する活動のために使用するとき。 条例別表に規定する使用料の全部の額
  - 二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条に規定する事業を行う施設その他これに類する施設で知事が指定するものに在籍する者をこれらの責任者が引率して使用するとき。 条例別表に規定する使用料の全部の額
  - 三 県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及びこれらに類する学校に在学する者をこれらの責任者が引率して教育活動として使用するとき。 条例別表に規定する使用料の全部の額
  - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めるとき。 条例別表に規定する使用料のうち知事が相当と認める額
- 2 前項第四号の規定により使用料の免除を受けようとする者は、群馬県立ふれあいスポーツプラザ使用料免除申請書(別記様式第六号)正副二通を知事に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の承認は、同項の規定により提出された申請書の副本に承認印を押し、これを使用料の免除を受けようとする者に交付することにより行うものとする。

(使用料の返還申請)

第七条 条例第十四条第四項ただし書の規定により、使用料の返還を受けようとする者は、群馬県立ふれあいスポーツプラザ使用料返還申請書(別記様式第七号)を知事に提出しなければならない。

(遵守事項)

第八条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 承認を得ないでスポーツプラザ内に特別な設備、造作等を施さないこと。
- 二 承認を得ないで火気を使用しないこと。
- 三 承認を得ないでスポーツプラザ内において寄附金の募集又は物品の販売を行わないこと。
- 四 承認を得ないでスポーツプラザ内に印刷物、ポスター、看板、垂れ幕等を掲げ、又は旗ざお等を持ち込まないこと。
- 五 所定の場所以外で喫煙又は飲食を行わないこと。
- 六 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。

(指示)

第九条 指定管理者は、使用者に対しスポーツプラザの管理及び使用上必要な指示を与えることができる。

(施設の損傷等の届出)

第十条 使用者は、その使用中に施設又は附属設備が損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

第十一条 使用者は、条例第十二条の規定により施設及び附属設備を原状に回復したときは、指定管理者に申し出てその点検を受けなければならない。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、スポーツプラザの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成三年七月二十一日から施行する。

附 則(平成六年三月三十一日規則第三十九号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二十九日規則第三十号抄）

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月三十一日規則第三十九号）

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定により提出され、交付され、又は調整されている書類は、改正後の各規則の相当規定により提出され、交付され、又は調整されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成十二年十一月十日規則第百二十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年十二月十一日規則第百三十七号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月二十八日規則第八十四号）

- 1 この規則は、平成十七年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成十七年八月九日規則第百七号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別記様式第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年十月二十八日規則第五十六号）

この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十七年二月二十七日規則第六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）別記様式第一号による群馬県立ふれあいスポーツプラザ利用証は、改正後の群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式第一号による群馬県立ふれあいスポーツプラザ利用証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成三十年三月二十七日規則第二十一号）

- 1 この規則は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年群馬県条例第三十号）附則第二項に規定する者に係る使用料の全部又は一部を免除する場合及びその場合における免除の額は、改正後の第六条第一項の規定の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

別記様式第1号（第2条関係）

別記様式第2号（第3条関係）

別記様式第3号（規格A4）（第4条関係）

別記様式第4号（第4条関係）

別記様式第5号（規格A4）（第5条関係）

別記様式第6号（規格A4）（第6条関係）

別記様式第7号（規格A4）（第7条関係）